

水産基本法の目指すもの

～ 理念の明確化と基本政策の方向付け～

沿岸漁業振興法（昭和38年）

水産基本法

政策目的

沿岸漁業等の生産性の向上
従事者の生活水準の他産業との均衡

政策目的の転換

水産資源の持続的利用の確保
水産業の健全な発展

沿岸漁業等の振興
従事者の地位の向上



国民に対する水産物の安定供給

施策対象

沿岸漁業、中小漁業を限定的に対象

施策対象の拡大

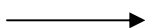
漁業部門に加え、加工・流通も含めた水産業全体を包括的に対象

ポイント

ポイント

水産資源

・水産資源は比較的良好な状態にあることを前提に、生産の効率化、漁獲量の増大に重点。



水産資源

・水産資源が、適切に管理することにより持続的利用が可能な資源であるという特性を踏まえ、水産資源の適切な管理と持続的利用を基本に施策展開。

・遊漁による利用も管理の対象とするとともに、水域の環境や生態系の保全にも配慮。

担い手・漁業経営

・零細で非効率な漁業経営が多数存在する生産構造の改善が急務とされたことから、過剰就業の解消、経営の近代化・効率化等を積極的に進めることに重点。



担い手・漁業経営

・産業の効率性の向上や近代化を図るだけでなく、経営の継続や発展の視点を重視するとともに、漁業外部からの新規参入の促進を含め、担い手を広範に育成する条件整備を図っていく方向で施策展開。

流通・加工・消費

・旺盛な水産物需要を前提に、水産物の鮮度保持や効率的供給体制の整備の推進に重点。

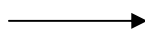


流通・加工・消費

・新鮮で安全な水産物を求める消費者ニーズに応える等消費者の視点を重視して施策展開。

漁村

・漁業者の所得水準だけでなく、生活環境の整備も含めた生活水準全体について、都市との格差の是正を図ることに重点。

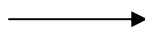


漁村

・都市に比べ立ち後れている生活環境の整備に加え、漁村全体の活性化を図っていく観点から施策展開。

水産基盤

・漁港及び漁場施設の不足解消のため個別の量の確保に重点。



水産基盤

・水産基盤について生産から流通まで一貫した整備をする方向で施策展開。